

参議院定数訴訟における最高裁判例の最近の展開

河 島 太 朗

目 次

はじめに

I 従来の判例

- 1 判断枠組み
- 2 現行制度の合理性
- 3 違憲状態の基準較差
- 4 相当期間

II 平成16年判決

- 1 事実の概要
- 2 多数意見（町田、金谷、北川、上田、島田、亀山、横尾、藤田、甲斐中各裁判官）
- 3 反対意見（福田、梶谷、泉、濱田、深澤、滝井各裁判官）

III 平成18年判決

- 1 事実の概要
- 2 多数意見（町田、上田、島田、堀籠、古田、藤田、甲斐中、今井、那須、津野各裁判官）
- 3 反対意見（横尾、泉、滝井、才口、中川各裁判官）

おわりに

はじめに

従来、参議院の定数訴訟における違憲審査は、参議院の特殊性ないし独自性等を理由として衆議院の定数訴訟よりも議員定数配分規定の合憲性の審査基準が緩やかであるとされてきた⁽¹⁾。ところが、最大判平成16年1月14日・民集58巻1号565頁⁽²⁾（以下「平成16年判決」という。）では、結果として平成13年の第19回参議院議員通常選挙当時の議員定数配分規定は違憲とはいえないとされたものの、事実上「初めて現行の定数配分規定について違憲とする考え方又は合憲とすることに疑問を提起する考え方が多数を占めるに至った⁽³⁾」。これを受けて、現時点までに、いわゆる4増4減案に基づいて国会に提出された公職選挙法の一部を改正する法律案による議員定数配分規定の改正が実現しているが（平成18年法律第52号）、さらに、平成16年の第20回参議院議員通常選挙についても定数訴訟が提起され、新たな最高裁大法廷判決（最大判平成18年10月4日・民集60巻8号2696頁。以下「平成18年判決」という。）が下されている。

本稿では、較差を是正するために、立法府である国会に今後何が求められるのかという視点から、これらの判決の意義を、必要に応じ補足意見や反対意見も参看しつつ、探してみたい。

具体的には、選挙区間における議員1人当たりの人口ないし選挙人数の較差（以下単に「較差」という。）の是正を図る立法措置（以下「是正措置」という。）を①暫定是正、②抜本是正及び③制度改正に区分して考察する。①の暫定是正は、

参議院議員及び選挙区選出議員の総定数を維持しながら⁽⁴⁾、できる限り増減の対象となる選挙区及び増減員数を少なくするように較差の抑制を図る是正措置のことである。必ずしも増減に規則性が認められないので裁量性を免れないが、定数配分に加える変更を最低限に抑えようとする暫定是正の選択肢は、極めて限られたものとなる。②の抜本是正は、総定数から選挙区定数を決定する当初の計算方法（以下「定数配分方法」という。）で配分し直す是正措置であり、「定数再配分」と呼ばれるものと概ね同様の措置と考えることができる。抜本是正は、選挙制度の枠組みを維持しながら、基準時の人口状況に応じて当初の定数配分方法に従って計算し直せば足りるのが特色である。③の制度改正は、①②以外の是正措置をいうものとする。公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の平成6年改正⁽⁵⁾で、衆議院の選挙制度を従来のいわゆる中選挙区制に代えて小選挙区比例代表並立制（以下単に「並立制」という。）としたのが制度改正の例であり、通常は選挙区の改定を伴うなど裁量性が大きく、制度設計に相当長期の検討を要する場合が少なくない。

したがって、一般に、①②③の順で是正措置の実現性は逡減するが、逆に、大きな人口異動に応じて十分な較差是正を行うには、より実現困難な是正措置が必要となる。ちなみに、何度か違憲判決ないし違憲状態と認定する判決を受けたかつてのいわゆる中選挙区制時代の衆議院の議員定数配分規定は、長らく一般の期待を裏切って抜本是正されることなく暫定是正を繰り返し、ついにいわゆる中選挙区制から並立制に制

(1) 木下英敏「投票価値の平等と参議院の特殊性」『レファレンス』585号, 1999.10, pp.26-27, 30-31, 34.

(2) 以下本稿で引用する最高裁判所判例の引用は、原則として、判決については、大法廷判決を「最大判」、第1小法廷判決を「最1判」、第2小法廷判決を「最2判」及び第3小法廷判決を「最3判」と略記し、また、判例集については、最高裁判所民事判例集を「民集」、最高裁判所裁判集 民事を「集民」と略記した上で、最大判平成〇年〇月〇日・民集〇巻〇号〇頁等として表示する。

(3) 最大判平成18年10月4日・民集60巻8号2709頁。甲斐中裁判官の補足意見

(4) 平成16年判決・民集58巻1号58-59頁

(5) 平成6年法律第47号による改正をいう。以下同じ。

(6) 田中宗孝『政治改革六年の道程』ぎょうせい, 1997; 木下 前掲注(1) pp.10-11, 15-17.

度改正されたことは周知のとおりである⁽⁶⁾。ちなみに、総定数を増員すれば較差の是正は相当容易になり制度改正は不要となるが、増員を困難とする見方も最高裁の裁判官の中に少なからず見受けられるので⁽⁷⁾、総定数の維持を①～③の前提としつつ、各裁判官の意見の中で総定数に関する言及も考察の対象とする。

以下、最初に従来判例の判断枠組みや憲法判断の具体的な考慮要素を確認した上で、順次平成16年判決と平成18年判決中の各意見の考慮要素に対する判断の論理を紹介し、さらに①②③の可能性や必要性についても見ていきたい。

なお、違憲判決の効力や事情判決等の形式については、必ずしも較差の是正方法に直結するものではないので、本稿では取扱わないこととする。

I 従来の判例

1 判断枠組み

(1) 先例の公式

先例となる判例の公式は、概ね次のとおり要約することができよう。

憲法は、選挙人の資格における差別を禁止するととどまらず、投票価値の平等も保障する。

しかし、投票価値は、具体的な選挙制度の仕組み（以下、本稿では単に「選挙制度」という。）によって何らかの較差が生ずることを免れない。また、憲法も、「選挙に関する事項は法律で定める」として（憲法第43条第2項、第47条）、選挙制度の具体的な決定を原則として国会の裁量（以下「立法裁量」という。）に委ねている。そもそも、選挙制度は、公正かつ効果的な代表

の実現を目標としながら、国情に即して決定すべきものであり、そこに一定不変の形態は存在しない。

したがって、投票価値の平等は選挙制度の決定における唯一、絶対の基準ではなく国会が正当に考慮しうる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現すべきものであり⁽⁸⁾、国会が具体的に定めた選挙制度が立法裁量の行使として合理性を是認しうる限り、投票価値の平等が損なわれてもやむをえない⁽⁹⁾。

しかし、人口異動が当該選挙制度の下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正する何らの措置を講じないことが立法裁量の限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数配分規定が違憲となる⁽¹⁰⁾。

一般には、この違憲の問題が生ずる程度に著しい投票価値の不平等状態を「違憲状態」と呼んでおり、違憲状態が相当期間継続して初めて違憲判決が下されうることになる。本稿では、違憲状態が生じていない「合憲」、「違憲状態」及び違憲状態が相当期間継続した「違憲」に憲法判断を区分して考察するが、「違憲状態」の憲法判断が裁判上は結果として合憲判決となる点に留意する必要がある。

(2) 憲法判断の手順

議員定数配分規定の違憲性は、次の手順を踏んで判断されるものと解される⁽¹¹⁾。

(i) 参議院議員についての代表配分原則の合憲性

(7) たとえば、平成16年判決・民集58巻1号71頁（補足意見2）

(8) 最大判昭和51年1月14日・民集30巻3号223、244頁及び最大判昭和58年4月27日・民集37巻3号345頁

(9) 最大判昭和58年4月27日・民集37巻3号349頁

(10) 最大判昭和58年4月27日・民集37巻3号353頁等

(11) 村上敬一「13 公職選挙法（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの）一四条、同法別表第二による選挙区及び議員定数の定め合憲性」『最高裁判所判例解説 民事篇』昭和58年度（下）、pp.161-192、特に180-190、を参考とした。

まず、現行公選法が代表配分の方法として採用した原則を明らかにして、その合憲性を判断する⁽¹²⁾。ここで「代表配分の方法」とは、定数配分方法を含む参議院の現行の選挙制度（以下「現行制度」という。）のことをいうものとする。したがって、現行制度が違憲と判断されれば、以下の判断をするまでもなく議員定数配分規定は違憲となるとも考えられるが⁽¹³⁾、判例は、2で見るとおり現行制度の合理性を認めており、議員定数配分規定は、当初の人口状況の下における合憲性が肯定され、(ii)(a)の判断が必要となる。

(ii) 当該選挙当時における議員定数配分規定の合憲性

(a) 当該選挙当時の人口状況を前提とした現行の定数配分の妥当性

次に、人口異動等の事後的な事実関係の変動により、当初の定数配分がもはや妥当性を失ったか否かを検討する。まず、参議院発足以来全く抜本是正をしていない議員定数配分規定は制定当初の定数配分がそのままでは妥当せず、制定当初に合憲であった議員定数配分規定がその後の人口異動により当該選挙当時に合憲性を欠くに至ったというべきか否かの検討が必要となる⁽¹⁴⁾。具体的には、違憲状態の有無が問題となり、違憲状態が認められると(b)の判断が必要となる⁽¹⁵⁾。

(b) 当該議員定数配分規定の是正の不作為の合憲性

更に、現行の定数配分の妥当性がないにもかかわらず、何らかの政策的又は技術的な根拠と理由を持つ合理的なものとして、その是正をし

ないことが立法裁量の範囲内のものとして是認されるか否かを判断すべきことになる。

ここでの問題は、当初一定の代表配分の方法に基づいて制定された法律が人口状況という立法事実の事後的な変動の故に合憲性を欠くに至ったか否かであり、人口異動という事後的な事実関係の変動にもかかわらず法律を改正しないままで放置することが合理的な立法裁量の行使として是認されうるか否かである。

この場合には、そもそも、人口異動の結果として生じた定数配分の不均衡には一定の原理、原則がありようもないところから、実際には、相当期間の経過の有無が判断要素となり、人口異動の結果生じた違憲状態が何らの是正措置も講じられないまま相当期間継続した時に、初めて当該議員定数配分規定が違憲と判断されうることになる。

2 現行制度の合理性

1で見たように、従来の判例は、立法裁量を尊重して現行制度の枠内で投票価値の平等を考える発想に立ち⁽¹⁶⁾、現行制度に合理性があると認められる場合には投票価値の平等の有する憲法上の重要性が相対化されることになる。現行制度の合理性が是認される限り、その枠内で投票価値の平等を尊重することになるため、判例が現行制度をどのように認識しているかが重要になる。

当初、参議院議員の選挙制度（以下「参議院(の)選挙制度」という。）は、参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）第1条等の規定により、全都道府県の区域を通じて議員を選挙する全国

(12) 同上

(13) ただし、最大判平成12年9月6日・民集54巻7号1997、2001頁で、議員定数配分規定の制定又は改正の結果、違憲状態が生じた場合においても相当期間の経過が必要と判示されて以来の諸判例には同様の判示があり、制定又は改正当初の議員定数配分規定が違憲の場合であっても、直ちに違憲判断を受けることはないものと考えられる。

(14) 村上 前掲注(11) pp.186-187.

(15) 同上は、違憲状態の判定も次の(b)の段階で行われるものとしているが、本稿では、(a)の段階で判断するものと整理した。

(16) 高橋和之「定数不均衡訴訟に関する判例理論の現況と問題点」『法学教室』42号、1984.3、p.98.

選出議員の選挙（以下「全国区選挙」という。）と都道府県単位の各選挙区で議員を選挙する地方選出議員の選挙（以下「地方区選挙」という。）に区分されていた。その後制定された公選法は参議院議員選挙法の定める選挙制度をそのまま引き継ぎ、昭和57年法律第81号による公選法の改正により名簿式比例代表制が導入されると、参議院選挙制度は、全国選出議員に代わる比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）と従来の地方選出議員の名称が変更されたにすぎない選挙区選出議員の選挙（以下「選挙区選挙」という。）に区分されることとなり現在に至っている⁽¹⁷⁾。

そこで、判例上、全国区選挙やその後身である比例代表選挙は、全都道府県の区域を通じて議員を選出するため投票価値に差異がないので問題とされず⁽¹⁸⁾、較差が生じる地方区選挙やその名称変更にすぎない選挙区選挙の選挙制度が問題となる。参議院定数訴訟の先例となった最大判昭和58年4月27日・民集37巻3号345頁（以下「昭和58年判決」という。）によれば⁽¹⁹⁾、現行制度は、①選挙区を都道府県単位とすること（以下本稿で「都道府県選挙区制」という⁽²⁰⁾）、②各選挙区定数を偶数とすること（同様に「偶数配分制」という。）及び③定数配分方法を付加配分方式とすることが要素とされている。この

「付加配分方式」とは、昭和58年判決で「総定数一五二人のうち最小限の二人を四七の各選挙区に配分した上、残余の五八人については人口を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で二人ないし六人の偶数の定数を付加配分したもの」とされている⁽²¹⁾。

ところで、判例は、このような立法事実の認定に基づいて、地方区選挙の選挙制度を事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したものと解し、国民代表に関する憲法第34条第1項の規定が常に定数配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまで要求するものとは解されないとした上で、現行制度の下では、投票価値の平等は、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して一定の譲歩、後退を免れないとしている⁽²²⁾。これは、総定数のうち各選挙区に2人ずつ別枠で配分した残余の定数のみを人口比例配分する付加配分方式が、人口比例主義の定数配分方法でないことを示唆したものと考えられる。そうすると、参議院の特殊性とされる選挙区選挙の「事実上都道府県代表的な」性格の根拠は、単に①の都道府県選挙区制のみならず、③の付加配分方式にもあると考えられる。

しかし、昭和58年判決中③の事実認定には誤りがあり、現実の選挙区定数は付加配分方式に

(17) 平成12年の公選法改正（同年法律第118号）で、参議院選挙制度の名簿式比例代表制が拘束名簿式から非拘束名簿式に変更されたが、その全体の構成に大差はない。

(18) 例えば、最大判平成8年9月11日・民集59巻8号2283頁

(19) なお、昭和58年判決以前の参議院定数訴訟の判決は、憲法上投票価値の平等を要求するものとはいいがたい点で、現在では先例的意義を失っていると考えられる。昭和58年判決・民集37巻3号356-357頁。村上 前掲注(1) pp.167-168, 171参照

(20) その趣旨は、都道府県が独自の意義と実体を有し一つの政治的単位としてとらえることに照らし、これを構成する住民の意思（以下適宜「都道府県民意」などとする。）を集約的に反映させるという事実上都道府県代表的な意義ないし機能を加味しようとしたものであると解されている。昭和58年判決・民集37巻3号350-351頁

(21) 昭和58年判決・民集37巻3号350頁。なお、最1判昭和61年3月27日・集民147号431、434頁、最1判昭和62年9月24日・集民151号711、714頁及び最2判昭和63年10月21日・集民155号65、68頁も、この事実認定を踏襲している。

(22) 昭和58年判決・民集37巻3号352頁

(23) 市村充章「参議院議員選挙地方区／選挙区の定数配分はどのように計算されたか」『議会政策研究会年報』4号、1999.3, pp.65-119。詳細は、市村教授の論文を参照されたいが、結論を言えば、実際の選挙区定数と一致する定数配分方法として、いずれも人口比例主義に基づくヘア式最大剰余法と奇数切上げ偶数切捨て方式があり、後者の方式が採用されたと見るべきであるとしている。同 p.86。

よる計算結果と一致せず⁽²³⁾、参議院議員選挙法制定当初の地方選出議員の定数配分方法が地方区選挙の総定数すべてを人口比例配分したものであったとの指摘が平成5年に参議院で取り上げられた⁽²⁴⁾。これを認識したと思われる最大判平成8年9月11日・民集50巻8号2283頁(以下「平成8年判決」という。)では、当初の定数配分方法について、昭和58年判決にあった「付加配分方式」という呼称や、「総定数…(中略)…のうち最小限の2人を…(中略)…各選挙区に配分した上、残余…(中略)…については…(中略)…付加配分したもの」という記述が見当たらなくなり、単に、定数の「最小限を2人とする方針の下に、…(中略)…総人口を定数…(中略)…で除して得られる数値で各選挙区の人口を除し、その結果得られた数値を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で…(中略)…偶数の議員数を配分したものであることが制定経過に徴して明らかである」とされるに至った⁽²⁵⁾。その後の判例でも、付加配分方式の呼称やその内容を示す記述は、事実認定や多数意見本体には見当たらず、補足意見や反対意見で散見されるにすぎなくなっている⁽²⁶⁾。

3 違憲状態の基準較差

公選法の定める選挙区選出議員(かつての地方選出議員)の議員定数配分規定は、参議院議

員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継ぎ、沖縄返還に伴う増員のほか、平成6年まで参議院発足以来の人口異動に応じた改正が行われなかった。そして、最大較差が5.26倍に拡大した当時の昭和52年7月10日施行の第11回参議院議員通常選挙に関する選挙無効訴訟に対して下されたのが、参議院定数訴訟の先例となった昭和58年判決である。その後も最大較差が拡大の一途をたどり6.59倍まで達した当時の平成4年7月26日施行の第16回参議院議員通常選挙の選挙無効訴訟に対して下された平成8年判決は、従来の参議院定数訴訟の中で、唯一、明らかに違憲状態の憲法判断を下した判決である⁽²⁷⁾。

ちなみに、第16回参議院議員通常選挙後、平成6年法律第47号により、較差是正の目的で、直近の平成2年国勢調査人口に基づき、選挙区定数の増減対象をできる限り少なくし選挙区選出議員の総定数152を維持したまま7選挙区でその定数を8増8減する議員定数配分規定の改正(以下「8増8減」という。)が行われた結果⁽²⁸⁾、最大較差は4.81倍に縮小し、選挙人数又は人口の多い選挙区の選挙区定数が選挙人数又は人口の少ない選挙区の選挙区定数よりも少なくなっているといういわゆる逆転現象も解消した。その後このような較差の下で実施された平成7年7月23日施行の第17回参議院議員通常選挙の選挙無効訴訟、さらにその後同程度の較差の下で

(24) 猪熊重二参議院議員(当時)の「参議院議員選挙区選出議員定数配分規定に関する質問主意書」(平成5年3月10日、質問第2号)及び内閣の「参議院議員猪熊重二君提出参議院議員選挙区選出議員定数配分規定に関する質問主意書に対する答弁書」(平成5年4月2日、答弁第2号・内閣参質126第2号)。この間の経緯についても、市村 同上 pp.78, 109-116が詳しい。

(25) 民集50巻8号2287-2288頁

(26) これらの判例では、「付加配分」の呼称に代えて、しばしば「追加配分」の語が用いられている。例、最大判平成10年9月2日・民集52巻6号1373頁、反対意見二(4)(1384頁)、五(1387-1388頁)

(27) この間の最1判昭和61年3月27日・集民147号431、435頁は、昭和55年6月22日施行の第12回参議院議員通常選挙当時の最大較差5.37倍について、最1判昭和62年9月24日・集民151号711、715-716頁は、昭和58年6月26日施行の第13回参議院議員通常選挙当時の最大較差5.56倍について、最2判昭和63年10月21日・集民155号65、69頁は、昭和61年7月6日施行の第14回参議院議員通常選挙当時の最大較差5.85倍について、いずれも、いまだ違憲状態が生じていない旨判示している。

(28) 平成6年法律第47号。改選数からみればその半数となるため「4増4減」と称されることもある。木下 前掲注(1) p.21.

実施された平成10年7月12日施行の第18回参議院通常選挙の選挙無効訴訟について、いずれも当該選挙当時の議員定数配分規定を合憲とする判決が下されている⁽²⁹⁾。

違憲状態に達する較差の基準を明示する判決は見当たらないが、このような平成8年判決等の判例の集積から、参議院については概ね最大較差6倍を目安とするものと推測されている⁽³⁰⁾。

4 相当期間

判例によれば、議員定数配分規定の制定若しくは改正又は人口異動の結果⁽³¹⁾、当該選挙制度の下で違憲状態が生じ、かつ、それが相当期間継続して是正措置を講じないことが立法裁量の限界を超える場合に、初めて議員定数配分規定が違憲となる。したがって、相当期間は違憲状態が生じた時を起算点とすると考えるが、相当期間の長さの基準を明示する判例はなく、またこれを推測するに足りる判例の集積もない。ただし、並立制導入以前の衆議院の議員定数配分規定には直近に行われた国勢調査の結果によって5年ごとに更正するのを例とする旨の規定があり⁽³²⁾、衆議院の定数訴訟の合理的期間は概ね5年を目安とするものと見られていたところ、衆議院と異なり参議院の議員定数配分規定にはこれを定期的に更正する旨の規定がないことも相俟って⁽³³⁾、参議院定数訴訟における相当期間は衆議院定数訴訟における合理的期間よりある程度長期であると推察されてい

る⁽³⁴⁾。

II 平成16年判決

1 事実の概要

本件は、平成13年7月29日施行の第19回参議院議員通常選挙の選挙区選挙（以下Ⅱにおいて「本件選挙」という。）について、公選法の一部を改正する法律（平成12年法律第118号）による改正（以下Ⅱにおいて「本件改正」という。）後の公選法第14条、別表第3の議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）が憲法第14条に違反するとして選挙無効の裁判を求めて提起された選挙訴訟である。

本件改正は、国家公務員の定員削減等の状況に依じて、参議院も定数削減をすべきであるとの声が高まったのを受けて行われたもので、参議院議員の総定数が10削減され、そのうち選挙区選出議員の総定数が6削減された。各選挙区定数については、直近の平成7年国勢調査結果に基づき、平成6年改正後に生じた逆転現象の解消と較差拡大の防止を図るため、定数4の選挙区の中で人口の少ない3選挙区の選挙区定数を2ずつ削減した。その結果、逆転現象は解消したが、最大較差は4.79倍のままで本件改正前と変わらなかった。

以下、各裁判官の意見を瞥見する（なお、別表1「最高裁平成16年1月14日大法廷判決（参院定数訴訟）の概要」参照）。

(29) 最大判平成10年9月2日・民集52巻6号1373頁。最大判平成12年9月6日・民集54巻7号1997頁

(30) 木下 前掲注(1) pp.26-27. なお、西川知一郎「28 公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」『最高裁判所判例解説 民事篇』平成12年度（下）、p.728及びp.740注10によれば、判例は、当時の衆議院議員の定数配分規定については、最大較差3倍という数値を、それ以上の較差が生じている場合には原則として立法裁量の限界を超えたものと推定する、いわゆる違憲性推定の一般的基準としていたものと解される。これに対し、参議院議員の定数配分規定については、判例は、違憲状態になる限界値を概ね最大較差6倍程度としているものと見れなくもなからうとされている。

(31) 前掲注(1)参照

(32) 平成6年法律第2号による改正前の公選法別表第1末尾。なお、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第1項参照

(33) 公選法別表第3

(34) 木下 前掲注(1) p.30.

2 多数意見（町田、金谷、北川、上田、島田、亀山、横尾、藤田、甲斐中各裁判官）

平成16年判決の多数意見は、本件改正が立法裁量を逸脱するものではないとして本件選挙当時の本件定数配分規定を合憲とするほかは各補足意見に判断を委ねており、従来の多数意見を踏襲した従来型の補足意見1と、安易な合憲判断に疑問を呈する厳格型の補足意見2とに大きく分かれている。先述のとおり、補足意見2の裁判官4人と反対意見の裁判官6人を合わせると最高裁の裁判官の過半数を占めるところから、違憲判決の出る可能性が高まった、あるいは事実上の判例変更があったと考える余地もあって、注目を集めた判決である。

(1) 補足意見1（町田、金谷、北川、上田、島田各裁判官）

補足意見1は、従来の多数意見を踏襲しつつ、本件改正当時の人口に比例して定数再配分を試みたとしても最大較差は4.81倍と本件改正当時よりもかえって拡大する結果となるから現行制度の下で較差の是正を図ることは容易でないとして⁽³⁵⁾、本件選挙当時の最大較差5.06倍が示す投票価値の不平等は違憲状態に達していないとの憲法判断を示している⁽³⁶⁾。

都道府県選挙区制には都道府県民意の集約的な反映により「地方自治の本旨にかなうようにする意義ないし機能」があるとして、これを憲法上の要素とする見方を示唆している⁽³⁷⁾。偶

数配分制については、これを前提とせずに定数を配分すると、1人区では6年に1度しか選挙区選挙が行われず、投票機会の著しい不平等が生ずるとして、憲法上の重要性を指摘している⁽³⁸⁾。

したがって、補足意見1によれば、都道府県選挙区制及び偶数配分制は、立法裁量の行使として合理性を是認しうる選挙制度の要素で憲法上の要素とも見うるから、その維持を図ることで投票価値の平等が損なわれてもやむをえないことになる。その結果、先述のとおり中選挙区時代の衆院定数は是正の例からしても、国会は、暫定是正、抜本是正及び制度改正のいずれも選択が可能といえよう。このように、従来型の多数意見は、国会に多くの選択の余地を残す点において、その立法裁量を尊重しようとする特徴がある⁽³⁹⁾。

(i) 島田裁判官の追加補足意見

島田裁判官は、投票価値の平等は憲法上の要請で、できるだけ較差を縮小させる措置を講ずるべきであるから、現行制度を維持したままでは是正の方策がない場合には、制度改正の必要があるとする⁽⁴⁰⁾。その上で、本件改正は、投票価値の平等を不当に軽視したものではなく⁽⁴¹⁾、本件程度の最大較差であれば制度改正まで必要な違憲状態とはいえないとしながら、今後も想定される最大較差の拡大傾向を思えば、制度改正をも視野に入れた抜本的な検討をしておく必要があるとする⁽⁴²⁾。

したがって、島田裁判官の見解によれば、現

⁽³⁵⁾ 民集58巻1号63頁。試案は上告人自身によるものである。同150-151頁の別表2の1（甲案）によれば、4.8063倍となっている。人口比例配分は、最大較差の縮小のみを目的とするものではないので、人口比例の定数再配分により却って最大較差の拡大する可能性を排除しえないと考えられよう。

⁽³⁶⁾ 民集58巻1号63-65頁

⁽³⁷⁾ 民集58巻1号64頁。憲法第92条参照

⁽³⁸⁾ 民集58巻1号64頁

⁽³⁹⁾ 判例の立法裁量の尊重には、2つの側面があると思われる。すなわち、国会が選択した現行制度の枠組みを較差是正についていわば制度内在的制約とするという過去の立法裁量を尊重する側面と国会が較差の是正を図る場合にその選択肢をなるべく制限しないようにするという将来の立法裁量を尊重する側面である。ただし、この双方の側面は、常に両立しうるものではないとも思われる。

⁽⁴⁰⁾ 民集58巻1号65-66頁

⁽⁴¹⁾ 民集58巻1号67頁

行制度を維持したままで、違憲状態を解消する暫定是正や抜本是正が不可能な場合には、制度改正が必要になると考えられる⁽⁴³⁾。

(2) 補足意見2（亀山、横尾、藤田、甲斐中各裁判官）

厳格型の補足意見2は、従来の多数意見が極めて広範な立法裁量の余地を是認してきた点を批判し、立法裁量の行使には、憲法の趣旨に反して行使してはならないという消極的制約のみならず、憲法の趣旨に沿って適切に行使すべき義務（以下「立法裁量の適正行使義務」という。）も伴い、立法府がこの義務を果たしているか否かも違憲審査の対象になるとする。立法府は、その裁量判断に際し、様々の考慮要素の中でも特に国民の基本的人権の一つであり憲法上直接保障される投票価値の平等を重視すべきであるとして⁽⁴⁴⁾、投票価値の平等が大きく損なわれている状況の下で、立法府が単に目先の必要に応じた小幅な修正を施してきたことは、憲法の趣旨に適う適正な立法裁量の行使といえず⁽⁴⁵⁾、本件改正も、投票価値の平等が損なわれる程度を可能な限り小さくするよう、問題の根本的な解決を目指した作業の中でのぎりぎりの判断に基づくものと評価しえないとする⁽⁴⁶⁾。

このように、立法府がこれらの諸問題に十分

な対処をしてこなかった結果、当初の較差からあまりにもかけ離れた較差の生じた本件定数配分規定には違憲の疑いがあり、次回選挙でも現状が維持されたままならば、違憲判断の余地が十分あるとする⁽⁴⁷⁾。

他方で、参議院の定数削減が国民の要望に基づく立法府の課題の一つであったと認めつつ⁽⁴⁸⁾、このような状況の下で、偶数配分制を維持したまま較差の是正を図ろうとするならば、都道府県選挙区制を変更しなければならないのは自明であるとしているが⁽⁴⁹⁾、補足意見2自体から見ると、奇数配分の是非については明らかでない。

なお、参議院選挙制度の創設当初の政策判断は、都道府県ごとの固有の利益ないし事情及び半数改選制に配慮して各選挙区にまず2名を配分し、残余の定員を各選挙区の人口に比例して偶数配分する、という考え方であったとされており⁽⁵⁰⁾、定数配分方法を実質的に付加配分方式と解したものと思われる。

したがって、厳格型の補足意見2の立場からは、単に目先の必要に応じた小幅な修正として憲法の趣旨に適う適正な立法裁量の行使とはいえない暫定是正の繰返しがこれ以上許されないことは明らかであろう。さらに偶数配分制に憲法上の必要性が認められるとすれば、都道府県選挙区制を変更せざるを得ないので、制度改正

(42) 民集58巻1号66頁

(43) 当然、島田裁判官と異なり、従来型の多数意見の立場から、現行制度を維持したままでは是正の方策がない場合であっても、制度改正の必要はないとの見方もありうる。福井章代「2 公職選挙法第14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」『最高裁判所判例解説 民事篇』平成16年度（上）、pp.19-43.特にp.39参照

(44) 民集58巻1号70頁

(45) 民集58巻1号70-71頁

(46) 民集58巻1号71頁。ただし、より詳細に検討すると、本件改正については、目的と方法に照らして不平等是正に向けての一步であり、改正作業にもそれなりの合理性が認められるとして、改正の結果を違憲と判断することには、躊躇を感じざるを得ないとする。民集58巻1号71頁

(47) 民集58巻1号70-71頁

(48) 民集58巻1号71頁

(49) 民集58巻1号70頁

(50) 民集58巻1号69頁。ちなみに、このような考え方に一定の合理性を認めつつ、その後の人口異動で地域的利益、半数改選制、人口比例の三要素間に生じた著しい不均衡を無為の裡に放置して来たといった状況が認められるとすれば、立法裁量の適正な行使があったとはいえないとする。

が必要となろう。逆に奇数配分が憲法上可能であるとしても、少なくとも選挙区定数が奇数の選挙区では、各改選期で改選数が異なる結果、全国単位の半数改選を維持しながら、新たに選挙区定数を各改選期の改選数に配分する必要がある⁽⁵¹⁾、定数配分方法のみでは改選数を決定しえないことになる。改選数を配分する制度の導入は制度改正に該当すると考えられるので、奇数配分が憲法上可能であるとしても、改選数配分制度の導入を含めた制度改正が必要といえよう。

(i) 亀山裁判官の追加補足意見

この点で、亀山裁判官は、偶数配分制を半数改選制から導かれる憲法上の要請と見る。他方、都道府県選挙区制や総定数の抑制は、憲法上の要請に著しい譲歩を強いるものとはいえない⁽⁵²⁾。また、憲法判断については、従来の多数意見が広い立法裁量を認めつつ最大較差の数値によってのみ判定していると受け取られるような判断過程を示してきたため、国会が判例から読み取った許容限度以下に最大較差を収めれば足りるとしてきたと見た上で、最近の改正による現状について直ちにこれを違憲とするには躊躇を感じざるを得ないとして、相当期間の経過について一定の配慮を示唆している⁽⁵³⁾。ただし、選挙権の平等の観点から現状は憲法上既に危機的段階になっており、今後現行制度による国政選挙は、違憲の疑いを免れないとしている⁽⁵⁴⁾。

したがって、補足意見2に与する亀山裁判官の立場からは、大幅な較差の縮小を期待しえない暫定是正を繰返すことができないことになる

う。また、同裁判官は偶数配分制を維持する憲法上の必要性を認めるため、補足意見2全体の趣旨から都道府県選挙区制の変更が必要となり、抜本是正も選択しえない。現行制度による国政選挙が違憲の疑いを免れない以上、将来的には制度改正が必要といえよう。

(ii) 横尾裁判官の追加補足意見

横尾裁判官の追加補足意見は、補足意見2の中でも独自の見解で、特に、現状の較差を合憲と結論している点⁽⁵⁵⁾、むしろ補足意見1に近く、必ずしも補足意見2全体の趣旨と一致しないのではないかと考えられる。同裁判官は、概ね従来の判例の判断枠組み（I1）に賛成しながら、選挙制度に関する具体的な立法については、投票価値の平等とそれ以外の政策目的ないし理由がどのように考慮されたかが明らかにされるべきものであると解して、立法裁量の適正行使義務を認める厳格型の補足意見2に与したものとされている⁽⁵⁶⁾。ところで、定期的に議員定数配分規定を見直し、必要に応じて抜本是正をしていけば、原則として立法裁量の適正行使義務違反の問題は生じないであろう。このように、補足意見2の中核をなす立法裁量の適正行使義務は、議員定数配分規定の見直しを含めた定期的な抜本是正の手続を要求するものとしてある程度定型化することが可能であると思われる⁽⁵⁷⁾。横尾裁判官が補足意見2に与したのは、このような手続的思考を重視して抜本是正の必要性を認めたためではないとも推測される⁽⁵⁸⁾。

現行制度については、都道府県選挙区制、偶数配分制とともに立法裁量の合理的行使として

(51) 後掲注(12)参照。なお、選挙区定数が1で改選期によっては改選数が0の選挙区がありうることもわかるとおり、奇数配分を認める考え方に立てば、各選挙区における一改選期の改選数は、投票価値を算定する上で特に意義がないことになる。そうすると、全選挙区を通算して半数改選を維持する限り、偶数配分の選挙区を含めた各選挙区における各改選期の改選数を自由な立法裁量で配分しようと解することも可能であると思われる。

(52) 民集58巻1号72頁

(53) 民集58巻1号72頁

(54) 民集58巻1号73頁

(55) 民集58巻1号73頁

(56) 民集58巻1号73頁

是認する。特徴的なのは、補足意見2本体とも異なり、定数配分方法を原則として奇数切上げ偶数切捨て方式と見た上で⁽⁵⁹⁾、人口を問わず各都道府県に定数配分を保障する趣旨から、選挙区定数2で配当基数⁽⁶⁰⁾2未満の選挙区相互間及びこれらと配当基数2以上の選挙区との間の較差には違憲問題が生じないとしつつ、配当基数2以上の各選挙区間の較差は3倍未満まで許容されると解する点である⁽⁶¹⁾。そして、本件に関する限り当該選挙区間の最大較差が2.97倍であるから、本件定数配分規定は、立法府による改正の不作為を問うまでもなく合憲であるとする。ちなみに、奇数切上げ偶数切捨て方式では、定数配分の当初から最大較差が3倍未満

まで開く可能性があり⁽⁶²⁾、横尾裁判官が憲法判断における較差の許容限度を同じ較差3倍未満とするのも⁽⁶³⁾、あるいは定数配分方法の特性を考慮したのが一因ではないとも考えられる⁽⁶⁴⁾。

したがって、横尾裁判官の見解では暫定是正も可能と考えられるが⁽⁶⁵⁾、同裁判官が立法裁量の適正行使義務の手続的思考を重視するのであれば、むしろ抜本是正の必要性を認める立場と思われる。ただし、都道府県選挙区制の維持・存続を是認して、較差を問わずに各都道府県の定数配分を保障するところから、制度改正は必要でないことになる。

57) 今関源成「参院定数不均衡最高裁判決—最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」『ジュリスト』1272号、2004.7.15, p.93は、補足意見2が立法裁量のプロセスを可視化させ、それを手がかりに裁量統制を行う方向を示している点で格段の進歩であると指摘する。立法裁量のプロセスの可視化は、裁量行使自体の手続的整備につながるものと思われる。

58) 同上 p.94注20は、横尾裁判官が立法裁量のプロセスの透明化の部分についてのみ補足意見2に同意していると指摘する。

59) 民集58巻1号74頁で横尾裁判官の認定する参議院議員選挙法制定当初の定数配分方法は、配当基数2未満の選挙区の取扱いを除き、前掲注23の奇数切上げ偶数切捨て方式と一致する。市村 前掲注23 pp.67-68参照。確かに、当初、「人口のいかに問わずに定数2を配分された」都道府県があったわけではないが（姜光文（東京大学判例研究会）「最高裁判所民事判例研究（民集58巻1号）公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性（平成16.1.14大法廷判決）」『法学協会雑誌』123巻5号、2006.5, pp.1024-1044, 1043注20）、定数の最小限を2人とする方針の下に同裁判官が現行制度の枠内で当初の定数配分方法の延長線上に想定したものと考えられよう。

60) 「配当基数」とは、各選挙区の人口を基準人口で除したものをいう。また、「基準人口」とは、総人口を選挙区選出議員の総定数で除したもの、すなわち、選挙区選出議員1人当たりの人口をいう。

61) 本来、配当基数2未満の選挙区には必ずしも選挙区定数2の配分を保障しがたいと見て、これを保障するために、配当基数2未満の選挙区を違憲判断の対象外としたものと思われる。ただし、奇数切上げ偶数切捨て方式では当初から配当基数1以上の選挙区に定数配分が保障されるため、「配当基数1未満」であれば足り、「配当基数2未満」とする必要はないことになる。ちなみに配当基数2以上の選挙区相互間では、計算上、定数配分当初の最大較差が2倍以上になることはありえない。佐藤令「参議院選挙区選挙「一票の較差」判決と定数是正」添付資料「最高裁平成16年1月14日大法廷判決（参院定数訴訟）における各裁判官の意見」p.4注1、『国政の論点』2004.6.22。（事務用資料）

62) 両方式は本質的にサンラグ式の比例配分と同じであり、サンラグ式と同様に配分当初から、いずれも選挙区定数2となる配当基数1の選挙区と配当基数3弱の選挙区との間で最大3倍未満の範囲で較差の生じる可能性がある。市村 前掲注23 pp.87-88。

63) 旧中選挙区制の下で衆議院の定数配分に用いられた四捨五入方式と奇数切上げ偶数切捨て方式は同じものである。同上 pp.68, 87-89。旧中選挙区制下の衆議院の定数配分方法の変遷については、同pp.78-82参照。

64) 中選挙区制時代の衆議院定数訴訟の判例上、違憲状態の推定基準を概ね較差3倍とする根拠も、同様の事情に求めることができよう。ただ、横尾裁判官は、偶数配分とすることから生ずる制約を考慮すると、較差2倍以上となれば直ちに違憲となるものではなく、3倍未満までは許容されると解しているが、偶数配分とすることから直接2倍以上の較差が生ずるわけではない。前掲注60参照。

65) 横尾裁判官の見解のみによる限り、暫定是正により較差がその指摘する範囲内に収束すれば、合憲となると見るのが自然であろう。

3 反対意見（福田、梶谷、泉、濱田、深澤、滝井各裁判官）

本件選挙当時に最大較差が5.06倍に達していた本件定数配分規定を違憲とするほかは、各追加反対意見に判断が委ねられている。

(1) 福田裁判官の追加反対意見

福田裁判官は、純粹に技術的に修正不可能な要素による場合を除き、投票価値を限りなく較差1倍に近づけることが必要であるとし⁽⁶⁶⁾、ある選挙区の当選者より多くの票を得た他の選挙区の候補者が落選者とされたのは、都道府県選挙区制と、定数配分方法が人口比例でないことが最大の原因と見る。そして、都道府県選挙区制を温存すれば、大幅な選挙区定員増が必要になるとする⁽⁶⁷⁾。

したがって、福田裁判官によれば、もはや暫定是正は許されないであろう。抜本是正にも同時に大幅な増員が必要で、増員をしない限り制度改正が不可避であろう。

(2) 梶谷裁判官の追加反対意見

梶谷裁判官も、投票価値の平等は選挙制度について考慮すべき最も重要な基準であるから、最大較差はできるだけ1倍に近づけるべきであり、特に2倍を超えるとときは実質的に1人に2票を与える結果となるので違憲とする⁽⁶⁸⁾。都道府県選挙区制と偶数配分制のいずれも憲法上の根拠はなく、改選期ごとに同一選挙区の改選数を変え、あるいは選挙をしないこととしても憲法上何らの問題も生じないとし、区割りの変更も選択肢の一つであるとして⁽⁶⁹⁾、憲法上の奇数配分の可能性を認めている。

したがって、梶谷裁判官の見解によれば、暫定是正のみならず、較差2倍以下となる見込みのない抜本是正も不可能となる。奇数配分をすとしても、前述のとおり（Ⅱ2(2)参照）、新たに改選数配分制度を導入する制度改正が必要となる。

(3) 泉裁判官の追加反対意見

泉裁判官も、憲法の1人1票の平等理念からすれば較差が可及的に1倍に近接するようすべきであり、具体的選挙制度の構築に当たっては結果的に何ほどの較差が生じることはやむを得ないが、較差が2倍以上になると、実質的に複数投票を許すことになり、違憲になるという。本件選挙についても、最大較差が概ね5倍前後となっていただけでなく、2倍以上の較差が一部の選挙区に限らず多くの選挙区間で生じており、本件定数配分規定は違憲であるとする⁽⁷⁰⁾。

また、「改選ごとに各都道府県から必ず議員が選出されるようにすることは、憲法上の要請ではない」として⁽⁷¹⁾、都道府県選挙区制と偶数配分制を共に要素とする現行制度の憲法上の必要性を否定する。

なお、参議院発足当初の定数配分方法は、各選挙区に2人ずつ配分した残りの定数を人口に比例して配分する付加配分方式であったとの認識を示している⁽⁷²⁾。その上で、較差拡大の要因は、都道府県選挙区制と付加配分方式で各選挙区にまず2人ずつ別枠で配分したことに加えて、残りの52人の定数配分が人口異動に伴って人口に比例しなくなったことにあるとして⁽⁷³⁾、この52人を当初のとおり人口比例で配分するように是正するだけでも較差が相当程度

(66) 民集58巻1号76頁

(67) 民集58巻1号84頁

(68) 民集58巻1号84、86頁

(69) 民集58巻1号87頁

(70) 民集58巻1号101-102頁

(71) 民集58巻1号103頁。ただし、傍点は筆者が付した。

(72) 民集58巻1号103、105頁

改善されるとしている⁽⁷⁴⁾。ちなみに、衆議院の定数配分は人口比例によるべきであるとしつつ、参議院の場合は、衆議院と性格を異にするから議員に各都道府県代表の性格を持たせるために人口比例の原則を相当程度後退させて各都道府県に最低2人の定数を配分することも許されるという議論があるが、衆議院小選挙区選出議員の都道府県への定数配分についても付加配分方式と同様の「1人別枠方式」⁽⁷⁵⁾を採用する衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項の規定は人口比例原則をある程度後退させ衆議院小選挙区選出議員にも都道府県代表的な性格を与えているので、このような議論は前提を欠くことになるとする⁽⁷⁶⁾。

このような泉裁判官の立場からは、暫定是正が許されないのは当然であるが、抜本是正をしてもほぼ確実に2倍以上の較差が生じるにもかかわらず、「較差が相当程度改善される」とする認識から、抜本是正も不可能ではないとのニュアンスが感じられる。ただし、最大較差を2倍未満とするには、制度改正が必要となる。

(4) 濱田裁判官の追加反対意見

濱田裁判官は、泉裁判官の追加反対意見と概ね同旨であるとして、較差が2倍以上に及ぶため実質的に1人が2票以上の投票権を有することとなる定数配分はいかなる場合にも是認し得ないとし⁽⁷⁷⁾、都道府県選挙区制と偶数配分制の下で人口比例でない定数配分をすることに合理性を見出しえないとする⁽⁷⁸⁾。

したがって、濱田裁判官の見解によれば、現

状では較差2倍未満を達成しがたい暫定是正と抜本是正は選択する余地がなく、制度改正が必要となるであろう。

(5) 深澤裁判官の追加反対意見

深澤裁判官は、較差が2倍を超えると憲法の許容する枠を超えて違憲となるという⁽⁷⁹⁾。また、現行制度で憲法の許容する最大較差を超えることが技術的に避けられないならば、現行制度にこだわらず、その変更も含む抜本的な検討がされるべきであるとする。同裁判官によれば、都道府県選挙区制と偶数配分制は憲法上の要請ではなく、投票価値の平等を損なってまで維持されるべき制度ではないのである⁽⁸⁰⁾。

このような見解に照らすと、深澤裁判官が憲法上偶数配分の必要性を認めて奇数配分を不可能と考えているとすれば、技術的に較差を2倍未満としがたい暫定是正、抜本是正を選択する余地はない。深澤裁判官が奇数配分を憲法上可能と見ているとしても、前述のとおり（Ⅱ2(2)参照）、奇数配分をするには新たに改選数配分制度を導入する制度改正が必要となる。

(6) 滝井裁判官の追加反対意見

滝井裁判官は、憲法の半数改選の規定は、形式的に判断すべき投票価値の平等を犠牲にして、すべての国民に一律に改選の機会を保障することまで意味しないとして、偶数配分制は憲法上の要請ではないとし、また、都道府県選挙区制についても固定的に考える必要はないとする⁽⁸¹⁾。そして、現行制度は、その必要性や合理性が憲法に由来しないだけでなく、制定当初

(73) 民集58巻1号103頁

(74) 民集58巻1号105頁

(75) 最大判平成11年11月10日・民集53巻8号1475頁以下。

(76) 民集58巻1号103-104頁。なお、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第1項の規定は、衆議院の各小選挙区間の較差が2倍以上にならないようにすることを基本とする旨を定めている。

(77) 民集58巻1号93頁

(78) 民集58巻1号94頁

(79) 民集58巻1号89頁

(80) 民集58巻1号90頁

に比べてその合理性や必要性の持つ意味が著しく減少していると指摘する⁽⁸²⁾。選挙制度を定める上では、できるだけ投票価値の形式的平等が貫かれるべきであり、較差が2を超えることはあたかも複数の投票権を与えるに似た効果を生じさせることになり、いかなる理由があっても正当化することができず、較差が2倍を超えない選挙制度は、定員や現行制度を固定的に考えなければ十分に可能であるとする⁽⁸³⁾。

したがって、滝井裁判官の見解によれば、暫定是正や偶数配分制を前提とした抜本是正は、較差2倍未満の実現を期待しがたいので採りえないであろう。また、前述のとおり（Ⅱ2(2)参照）、奇数配分をするには、新たに改選数配分制度を導入する制度改正が必要となる。定員や現行制度を固定的に考えなければ、較差が2倍を超えない選挙制度は十分に可能であるとしているが、増員をしないで採りうる是正措置は制度改正に限られよう。

Ⅲ 平成18年判決

1 事実の概要

本件は、平成16年7月11日施行の第20回参議院議員通常選挙の選挙区選出議員選挙（以下Ⅲにおいて「本件選挙」という。）について、公選法の一部を改正する法律（平成12年法律第118号）による改正（以下Ⅲにおいて「本件改正」という。）後の公選法第14条、別表第3で定める議員定数配分規定（以下Ⅲにおいて「本件定数配分規定」という。）が憲法第14条等に違反するとして選挙無効の裁判を求めて提起された選挙訴訟である。

本件改正後、最初に実施された平成13年7月29日施行の第19回参議院議員通常選挙当時の最

大較差は、5.06倍となっていた。この選挙の効力に関する憲法訴訟に対して下された平成16年判決についてはすでにⅡで述べたとおりである。

平成16年判決を受けて、参議院では、同年2月に議長主宰の各派代表者懇談会の下に設置した「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」で較差是正について協議したが、是正措置に至らず本件選挙後の協議再開を申合わせるにとどまり、その後実施された本件選挙当時の最大較差は5.13倍となった。

なお、本件選挙後の同年12月に参議院改革協議会の下に設置した選挙制度に係る専門委員会で検討した結果、いわゆる4増4減案に基づいて較差是正を図る公選法の一部改正（平成18年法律第52号、以下「4増4減」という。）が実現し、これにより最大較差は4.84倍に縮小している。

以下、各裁判官の意見を瞥見する（なお、別表2「最高裁平成18年10月4日大法廷判決（参院定数訴訟）の概要」参照）。

2 多数意見（町田、上田、島田、堀籠、古田、藤田、甲斐中、今井、那須、津野各裁判官）

平成18年判決の多数意見は、従来の判例の判断枠組みを踏襲しながら、平成16年判決での従来型の補足意見1の裁判官と厳格型の補足意見2の裁判官が合流したのが特徴の一つである。ただし、結果として、多数意見が違憲状態の存否については触れないまま合憲判決を下している点に注意する必要がある⁽⁸⁴⁾。また、補足意見には、厳格型と見られるものがあるほか、参議院議員通常選挙の全体構造に着目して従来の判例が明示的に触れなかった論点を提示するものが見受けられる⁽⁸⁵⁾。

(81) 民集58巻1号97頁

(82) 民集58巻1号97-98頁

(83) 民集58巻1号98頁

(84) 谷口豊「公職選挙法（平成18年法律第52号による改正前のもの）14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」『ジュリスト』1337号, 2007.7.1, pp.100-102. 特にp.102.

今回の多数意見には「投票価値の不平等の是正については、…（中略）…国会において不断の努力をすることが望まれる」と厳格型の口吻を示しながら、現行制度「の下では、…（中略）…較差の是正を図ることが容易でない⁽⁸⁶⁾」と従来型の多数意見と同様の表現が続いており⁽⁸⁷⁾、従来型と厳格型の要素が混在している。

都道府県選挙区制については、都道府県の民意を集約的に反映するものとする趣旨の従来型の性格づけが見られる一方で、これにより「地方自治の本旨にかなう」ようにしていこうとする意義ないし機能があるとして都道府県選挙区制が憲法で保障が及ぶ可能性を示唆した表現⁽⁸⁸⁾が消えている。

偶数配分制については、従来どおり、憲法上の半数改選制に応じて、各選挙区に偶数の定数を配分することとしたものとしており、憲法上

の保障が及ぶことを示唆している。

定数配分方法について、「参議院（選挙区選出）議員の選挙について公職選挙法が採用した2人を最小限として偶数の定数配分を基本とする前記のような選挙制度の仕組みに従い、平成12年10月実施の国勢調査結果による人口に基づいていわゆる最大剰余方式により各選挙区の人口に比例した議員定数の再配分を試みた」（下線は原文のまま）とされており、制定当初に「最大剰余方式⁽⁸⁹⁾」が用いられたと認める趣旨と解しうる⁽⁹⁰⁾。

また、「平成16年大法院判決の言渡しから本件選挙までの期間は約6か月にすぎず、…（中略）…投票価値の不平等を是正する措置を講ずるための期間として必ずしも十分なものではなかった⁽⁹¹⁾」との判示は、あたかも立法府に是正措置を講ずる義務があることを前提として相

⁽⁸⁵⁾ 同上 p.102.

⁽⁸⁶⁾ 民集60巻8号2703頁。下線は原文のまま

⁽⁸⁷⁾ 平成16年判決・民集58巻1号63 - 64頁参照

⁽⁸⁸⁾ 平成16年判決（補足意見1）・民集58巻1号64頁

⁽⁸⁹⁾ 福井 前掲注(43) pp.41-42注2による「最大剰余方式」（一般に「（ヘア式）最大剰余法」ともいう。）の説明は、概ね次のとおりである。総人口を定数で除して議員1人当たりの基準人数を求め、この基準人数をもって各選挙区（都道府県）の人口を除して得た数を配当基数とする。そして、各選挙区にその配当基数から端数を切り捨てた数をまず配分し、残余を配当基数の端数の大きな選挙区から定数に満つるまで順次配分する配分方法を「最大剰余方式」と呼んでいる。

ただし、福井調査官は配当基数から端数を切り捨てた数が1未満の選挙区に対しても1をまず配分するものとしているが、これは各選挙区に定数配分を保障するための特則であって最大剰余方式自体の内容ではないと解される。たとえば、比例代表制の議席配分に用いる場合における最大剰余法の説明として、三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号, 2006.12, p.71注8参照。ちなみに、このような特則を置く場合には、配当基数から端数を切り捨てた数が1未満の選挙区が相当多数に上るときを想定すると、最終的な選挙区定数の合計が総定数を上回る可能性を排除しえないことになる。

⁽⁹⁰⁾ 民集60巻8号2704頁。もっとも、その直前には「上告人ら自身の試案によっても、」という語句があり、単に上告人が最大剰余方式で試算した事実を示したにすぎない可能性も少なくない。先述のとおり平成8年判決以降の大法院判決の多数意見や事実認定から「付加配分方式」の呼称やその内容を示す叙述は消えている。この間の事情を最高裁判所調査官の判例解説に徴すると、平成8年判決の調査官解説では、各種定数配分方法の呼称の明示は避けながら、当初の定数配分方法を最大剰余法として説明しつつ、奇数切上げ偶数切捨て方式も「同様の配分方法を説明しているものと考えられる」とし、さらに昭和58年判決の付加配分方式の説明も最大剰余法が採用されたものであることを前提としたものと思われるとして、これら3つの定数配分方法があたかも同一の定数配分方法に帰一すると認められるかのごとき紛らわしい説明となっている。川神裕「26 公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）一四條、別表第二の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」『最高裁判所判例解説 民事篇』平成8年度（下）, pp.721-722注3。さらに、平成16年判決の調査官解説では、当初の定数配分方法の呼称を「最大剰余方式」と明示している。福井 前掲注(43) pp.41-42注2。このような点に、参議院の定数配分方法に関する最高裁の各裁判官の制度認識や用語法に混乱が見受けられる原因の一端があるのではないかとと思われる。

⁽⁹¹⁾ 民集60巻8号2704頁。下線は原文のまま

当期間の経過の有無を論じるかのごとき観もあり、厳格型の要素が窺われる。

そして、①最大較差5.13倍は前回選挙当時と大差ないこと、②是正期間として不十分な平成16年判決から本件選挙までの6か月間に参議院では正協議と本件選挙後の協議再開の申合せをしたこと及び③本件選挙後の4増4減で較差が縮小したこと等の事情を考慮して、違憲状態の存否には触れないまま合憲判決を下している。

なお、多数意見は、③で、本件選挙後に決定されたいわゆる4増4減の是正措置を講じた法改正をも考慮して憲法判断をしているが、本件選挙当時の本件定数配分規定の憲法判断に、事後の経緯の考慮が必要な特段の理由を示していない⁽⁹²⁾。

なお、傍論として、「投票価値の平等の重要性を考慮すると、今後も、国会においては、…(中略)…制度の枠組みの見直しをも含め、…(中略)…較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそう⁽⁹³⁾」との厳格型の判示があり、その点では、現行制度の下での暫定是正と抜本是正は困難であって、制度改正を含む是正措置の継続的検討が憲法の趣旨にそうとの積極的な判断が示されているといえよう。

ただし、多数意見の論理構成には従来型と厳格型の2つの要素が混在しているため、各是正方法の是非については、各裁判官の立場によることとなる。

そこで、次に、各是正方法の是非と憲法判断を個別各裁判官の補足意見に見ることとする。

(1) 藤田裁判官の補足意見

平成16年判決における厳格型の補足意見2を踏まえて論旨が展開されており、適宜これを参照する必要がある。

藤田裁判官は、平成16年判決の厳格型の補足意見2で提唱された立法裁量の適正行使義務について、従来の判例を踏まえて投票価値の平等を「憲法により保障された基本的人権の一つである⁽⁹⁴⁾」としつつ、「問われるべきは、…(中略)…投票価値の平等…(中略)…が損なわれる程度を可能な限り小さくするよう、…(中略)…真摯な努力をしたものと認められるか否かである⁽⁹⁵⁾」として、より具体的に較差是正に向けた真摯な努力の存否を立法裁量の適正行使義務違反の有無に関する判断基準とする。

ただ、平成16年判決から本件選挙までの経緯からは国会の真摯な努力の有無は分明でなく、その後の経緯等を含めて事態の総合的な把握から推し量るしかないところに、事後の4増4減の経緯を検討する必要性を認めている。そして、4増4減は、「当面の」是正策とされる限り、「現段階において許される一つの立法的選択であると評価することもできないではなく、…(中略)…立法府が真摯な努力を続けつつあることの、一つの証であるとも見ることが、あるいは不可能ではない⁽⁹⁶⁾」と評価しつつ、4増4減で改革が終われば、問題の重要性につき国会がどの程度真摯に考えているのか、改めて重大な疑いが抱かれるとしている。

なお、このような適正行使義務を認める立法裁量論の展開に見る限り、国会の具体的な「努力」が前面に出る分だけ違憲状態の存否は背景に退く感がある。また、「努力」の内容に応じた相当期間の起算点や長さも相対化する蓋然性があると思われる。

したがって、「当面の」是正策に過ぎない暫定是正を繰返すことは許されず、また、平成16年判決の厳格型の補足意見2では、偶数配分制を維持するならば都道府県選挙区制を変更しな

⁹²⁾ ただし、藤田裁判官の補足意見参照。民集60巻8号2706-2707頁

⁹³⁾ 民集60巻8号2704-2705頁

⁹⁴⁾ 民集60巻8号2705頁

⁹⁵⁾ 民集60巻8号2706頁

⁹⁶⁾ 民集60巻8号2707頁

ければならなくなることは自明のこととしており、抜本是正も、(少なくとも「抜本」策としては)できないこととなろう。立法府の最終的な選択肢は、制度改正に限られよう。

(2) 甲斐中裁判官の補足意見

甲斐中裁判官も、平成16年判決では厳格型の補足意見2に与しており、これを前提として意見を展開している。

都道府県選挙区制については、これに基づく選挙区選出議員に地域代表的性格を認めており⁽⁹⁷⁾、偶数配分制については、「各選挙区ごとに半数改選をするために偶数配分とした」として⁽⁹⁸⁾、憲法の保障が及ぶことを示唆している。なお、参議院発足当初の定数配分方法については、「最大剰余方式により、…(中略)…投票価値の平等についても尊重しようとしていたもの⁽⁹⁹⁾」としている。

また、人口の都市集中傾向の継続の結果投票価値の不平等が拡大した現行選挙制度は、「抜本的な見直しをすべき時期に来ている⁽¹⁰⁰⁾」として、立法当初とかけ離れた較差が生じている現行の定数配分規定には、本件選挙以前から違憲状態が生じていると判断している。

それにもかかわらず、違憲と判断しなかったのは、従来の判例が一貫して本件選挙当時と同程度の最大較差につき違憲状態でない旨判示してきたところ、平成16年判決で初めて「現行の定数配分規定について違憲とする考え方や合憲とすることに疑問を提起する考え方が多数を

占めるに至った」ことを重視し、同判決の内容を知ってから本件選挙まで約6か月の期間は是正措置を講ずるには十分でなく、これに国民に対する相当な周知期間などを併せ考慮して⁽¹⁰¹⁾、相当期間が経過していないと判断したためと思われる。これは、平成16年判決が事実上の判例変更をしたと見て、これに連動して相当期間の起算点を変更するものであり、同判決における亀山裁判官の追加補足意見と同旨といえよう。

したがって、甲斐中裁判官の意見から見る限り、平成16年判決の厳格型の補足意見2により、単に目先の必要に応じて小幅な修正を施す暫定是正は許されず、また、偶数配分制を維持する限り都道府県選挙区制の変更が必要とされているので⁽¹⁰²⁾、抜本是正の余地もない。抜本的な見直しの時期が到来している現行制度には、制度改正が必要となろう。

(3) 今井裁判官の補足意見

今井裁判官は、平成16年判決には加わっていないが、この補足意見の内容に見る限り同判決における厳格型の補足意見2とおおよそ同様の立場と思われる⁽¹⁰³⁾。

投票価値の平等は憲法上の要請であるとしながら、偶数配分制は憲法の半数改選に由来するが憲法の直接の要請ではないとし、憲法上の奇数配分の可能性を認めている。また、都道府県選挙区制についても、それなりの合理性は認めつつ憲法上の要請ではないとする⁽¹⁰⁴⁾。

⁽⁹⁷⁾ 「昭和22年に制定された参議院議員選挙法は、全体を…(中略)…全国選出議員と都道府県を単位とし地域代表的性格を有する地方選出議員とに分け」たとしている。民集60巻8号2708頁。ちなみに、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。民集60巻8号2698頁

⁽⁹⁸⁾ 民集60巻8号2708頁

⁽⁹⁹⁾ 民集60巻8号2708頁

⁽¹⁰⁰⁾ 民集60巻8号2708頁

⁽¹⁰¹⁾ 民集60巻8号2709頁

⁽¹⁰²⁾ 平成16年判決・民集58巻1号70頁

⁽¹⁰³⁾ 谷口 前掲注⁽⁸⁴⁾ p.102.

⁽¹⁰⁴⁾ 民集60巻8号2711-2712頁

⁽¹⁰⁵⁾ 民集60巻8号2711頁

その上で、立法裁量については、投票価値の平等の実現という枠内で行使すべきものとする⁽¹⁰⁵⁾。具体的に、偶数配分制と都道府県選挙区制はいずれも憲法の直接の要請ではないから憲法の直接の要請である投票価値の平等には一歩道を譲らざるを得ず、これらの現行制度に従った定数配分が投票価値の平等を著しく損なう場合には、違憲となりうるとする⁽¹⁰⁶⁾。

したがって、偶数配分制と都道府県選挙区制という前提を維持することで必然的に投票価値の平等が大きく損なわれることになれば、現行制度は違憲にならざるを得ず、制度改正が要請されることになる⁽¹⁰⁷⁾。そして、いかに努力しても相当程度の較差の発生が不可避な現行制度は、早晚見直しが求められるとしている⁽¹⁰⁸⁾。

参議院発足当初の定数配分方法については、「150人の定数を各選挙区に最低2人配分し、残余の定数は人口に比例して配分したものである」として付加配分方式であったとの認識を示しつつ⁽¹⁰⁹⁾、別の箇所では「参議院議員選挙法で採用された最大剰余法」としており⁽¹¹⁰⁾、最大剰余法を付加配分方式と同じものと見るのか又は付加配分方式の一部と見るのか、判然としない。

また、定数について、「参議院は、第二院であり、議員定数は第一院である衆議院より少ないものとならざるを得ない」として⁽¹¹¹⁾、参議

院の定数には上限があるとの見方を示している⁽¹¹²⁾。

較差の是正については、偶数配分制と都道府県選挙区制という前提を採ったとしても、その枠内で投票価値の平等を徹底するための方策が採られなければならないが、その両者を要素とする現行制度を採用する限り、較差の是正には限界があるとする⁽¹¹³⁾。

平成16年判決で投票価値の平等の見地から本件定数配分規定には問題があると示唆されながら、これを改正しないまま実施した本件選挙当時に5.13倍まで拡大した最大較差は許容される限界にまで至っており、違憲判断の余地も十分あるとする⁽¹¹⁴⁾。

しかし、平成16年判決以降の国会による較差是正の取組み状況を考慮すると、現時点で直ちに違憲判断をすることには躊躇を覚えざるを得ないとして、国会の較差是正のためのさらなる努力に期待しつつ、多数意見に同調している。

したがって、今井裁判官の見解によれば、おそらく厳格な多数意見と同旨の立場から暫定是正は許されないのであろう。現行制度の下での較差の是正に限界がある以上、その枠内で投票価値の平等を徹底する方策としての抜本是正も困難であり、早晚見直しが求められている現行制度には制度改正が必要となろう。ただし、制度改正に至るまでの間は、現行制度を維持する限

⁽¹⁰⁶⁾ 民集60巻8号2712頁

⁽¹⁰⁷⁾ 民集60巻8号2712頁

⁽¹⁰⁸⁾ 民集60巻8号2713-2714頁

⁽¹⁰⁹⁾ 民集60巻8号2712頁

⁽¹¹⁰⁾ 民集60巻8号2713頁

⁽¹¹¹⁾ 民集60巻8号2712頁

⁽¹¹²⁾ ちなみに、アメリカ合衆国憲法第1条第2節第1項には、「州議会中議員数が最多の一院」という州議会の下院を示す文言がある。また、諸外国を見ても、下院の定数は上院の定数を上回るのが通例である。ただし、厳密にいうと定数は存在しないが、現職議員の数で上院が下院を上回る重大な例外は、中世身分制議会以来の伝統を有する英国議会の貴族院といえよう。古賀豪・山本真生子「諸外国議会の一院制・二院制の別」『国政の論点』2007.5.16。添付資料「欧米主要国議会の二院制」（事務用資料）；Inter-Parliamentary Union, PARLINE DB, Parliaments at a glance: Seats-only bicameral parliaments 〈http://www.ipu.org/parline-e/NumberofSeats.asp?LANG=ENG®ION=All&SUB_REGION=All&typesearch=3&Submit1=Launch+query〉

⁽¹¹³⁾ 民集60巻8号2713頁

⁽¹¹⁴⁾ 民集60巻8号2714頁

り、抜本是正が求められる可能性もあるといえよう。また、奇数配分をとするとしても、前述のとおり（Ⅱ 2(2)参照）、新たに改選数配分制度を導入する制度改正が必要となる。

(4) 那須裁判官の補足意見

那須裁判官は、立法裁量を尊重しつつ違憲状態が相当期間継続したことをもって憲法判断の基準とする多数意見の判断枠組みに賛成しながら⁽¹¹⁵⁾、参議院通常選挙の場合には選挙区だけでなく比例代表を取り込んで投票価値を検討する必要があるとして、参議院選挙における投票価値の一体的評価という新たな視点を提示する⁽¹¹⁶⁾。

選挙人は、選挙区選挙に1票、比例代表選挙に1票を投じ、この2つの投票行動が相まって各選挙人の政治的意思を表明するものとなっている。那須裁判官によれば、この選挙区選挙と比例代表選挙は、一体のものとして設計・運用されており、当選した候補者は、参議院議員として何らの区別なく立法活動に携わる制度となっている。したがって、参議院選挙の投票価値は、選挙区選挙と比例代表選挙を一体として検討する必要があるとする⁽¹¹⁷⁾。

選挙区と比例代表の双方を一体として投票価

値を算定する場合において、各選挙区選挙人の投票価値は、①選挙区選挙人の投票価値と②比例代表選挙人の投票価値の合計として算出できる⁽¹¹⁸⁾。具体的に各選挙区の投票価値を比較すると、最大較差は2.89倍となり、全体としての投票価値の較差は、選挙区だけの較差に比べ、相当程度緩和されることになる⁽¹¹⁹⁾。

この較差が2倍未満の場合には、「1人が2票以上の投票権を有する」事態に当たらないこともあり、原則として憲法の許容する立法裁量の範囲内と解している。これに対し、較差が2倍を超えた場合には、具体的な状況次第であり明確な数字をもって決めかねるが、2倍を超えて拡大すれば違憲状態と判断される可能性も高くなるとする。一般的には、是正措置に要する時間との相関関係で、短期の場合には「当面の応急措置」でも足りるが、長期にわたれば抜本的な対応が要請されるとして、是正措置の内容によって相当期間が伸縮するとの見方を示唆している⁽¹²⁰⁾。

都道府県選挙区制について、地方の住民を代表する議員を中央に送り、その声を政治に反映させたいという住民の自然の欲求を考慮した制度として合理性を認めつつ、偶数配分制についても、「奇数配分制を一部採用した場合の半数

⁽¹¹⁵⁾ 民集60巻8号2714-2715頁

⁽¹¹⁶⁾ この視点は、木下 前掲注(1) pp.44-45で総合的考察法と呼ばれる見方と概ね同様であると思われる。

⁽¹¹⁷⁾ 民集60巻8号2716頁

⁽¹¹⁸⁾ 那須裁判官の見解は、選挙区選挙と比例代表選挙の間に質的差異を認めず、単純に投票価値を合算しうるとの考え方に立っている。そこで、このような考え方に立って積極的に較差の是正を図ろうとするならば、仮に比例代表の1票のみで較差2倍未満に収束する都道府県があれば、このような都道府県については選挙区定数をあえて配分しないことも選択肢として排除しえないものと考えられる。その場合には、当該都道府県の選挙人は選挙区選挙で投票しえないことになり、全国的に見るならば、選挙区選挙と比例代表選挙の2票を投票しうる選挙人と比例代表選挙の1票しか投票しえない選挙人が存在することになる。また、較差是正のために比例代表選挙で投票しえない都道府県を設置することも同様に考えられよう。そうすると、1票しか投票しえない都道府県の選挙人は、2票を投票しうる都道府県との間において投票機会の著しい不平等が生ずることとならないか、あるいは、1人1票原則に反することとならないか、改めて検討する必要があるが生じよう。なお、在外選挙制度の対象を当分の間両議院の比例代表選挙に限定し、結果として在外選挙人が選挙区選挙において投票しえないものと規定していたかつての公選法附則第8項の規定（平成10年法律第47号による改正後平成18年法律第62号による改正前のもの）を違憲とした判例がある。最大判平成17年9月14日・民集59巻7号2087、2098頁

⁽¹¹⁹⁾ 民集60巻8号2716-2717頁

⁽¹²⁰⁾ 民集60巻8号2717-2719頁

⁽¹²¹⁾ 民集60巻8号2718頁

改選という憲法上の要請との折り合い⁽¹²¹⁾のつけ方に制度設計上技術的な困難が予想される状況の下では、一定の合理性があるとする⁽¹²²⁾。

これらの観点から、平成16年判決から本件選挙まで6か月しかなかったこと、その間に参議院が不十分ながら較差是正に向けて具体的で真摯な対応を執ったことがうかがわれ選挙後の4増4減につながったこと、その4増4減は「当面の」措置とされ、さらに抜本的な制度改革も視野に入れた動きが見られること等を考慮して、本件選挙を憲法の許容する立法裁量の範囲内に辛うじて踏みとどまったものと評価している。

したがって、那須裁判官の見解に照らすと、4増4減でも選挙区と比例の一体的較差が2倍を超える点に鑑みて、今後も暫定是正を繰り返すことは原則として許されないであろう。これに対し、現行制度下の抜本是正で較差2倍未満に収束すれば、抜本是正の必要性が肯定され、逆に制度改正の必要性は否定されよう。

(5) 津野裁判官の補足意見

津野裁判官は、那須裁判官の補足意見に基本的な点で賛成している⁽¹²³⁾。

参議院議員選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙という2つの選挙を組み合わせた選挙制度として構成されており、投票価値の不平等の問題

は、選挙を全体として把握した上で各選挙人の有する投票の議員選出に対する影響力について判断することが必要であるとして⁽¹²⁴⁾、津野裁判官も、那須裁判官と同様に、参議院議員通常選挙の全体構造が混合型選挙制度であることに着目する。

較差を論じる場合の基本となる数値について那須裁判官の補足意見を貴重な示唆を与えるものとして評価しているところから⁽¹²⁵⁾、具体的には那須裁判官と同様の投票価値の算定方法を想定しているものと思われる。

参議院の議員定数を衆議院のほぼ半数にするという従来の考え方を維持しつつ、都道府県民意の集約的反映という意義が認められる都道府県選挙区制と、憲法が定める半数改選制を実現するための偶数配分制を前提として構築された現行制度は、選挙区選挙と比例代表選挙で構成され、二院制における参議院の独自性をもたらすものとして合理性があるという⁽¹²⁶⁾。そして、このような現行制度の下においては、定数配分について人口比例の配分の原則に厳密に従うことは實際上困難であり、これら諸事情を考慮すると最大較差2.89倍は合憲の範囲内にとどまっているとする。基準となる較差は明示していないものの、本件選挙当時は明らかに違憲状態が生じていないことを示唆する点で那須裁判官の補足意見とは異なっている。

⁽¹²²⁾ 那須裁判官の想定する技術的な困難の具体的な内容は明らかでない。その点を推測すると、奇数配分が可能とすれば、改選期2期の改選数を合計した選挙区定数で較差を算定することになり、前回選挙と今回（本件）選挙の改選数を合計するのか、今回と次回を合計するのかという困難に逢着する。仮に前者を採って直近の人口に比例して配分すべき選挙区定数と前回の改選数との差を本件選挙のあるべき改選数と解すれば、一義的に定数配分を決定しうるように見える。ただし、そうして決定した選挙区定数が人口異動により前回改選数を下回った場合にどうすべきか、新たな困難が生じよう。また仮に後者を採って今回と次回の改選数を予め直近の人口に比例して配分すると、新たに改選数配分制度が必要な点は別としても、この抜本是正をした時から連続2改選期を合わせて投票価値の平等が保障されることになるため、その後2改選期6年間は是正措置が困難となろう。そもそも、従来の投票価値の較差については常に投票の時点すなわち「本件選挙当時」を基準として算定されており、「本件選挙当時における本件定数配分規定の合憲性」が一貫して憲法判断の対象とされてきた。投票者も異なりうる2回の通常選挙の時点を通じて算定した数値が、果たして投票価値といえるのかという根本的な問題も生じそうである。

⁽¹²³⁾ 民集60巻8号2711頁

⁽¹²⁴⁾ 民集60巻8号2709頁

⁽¹²⁵⁾ 民集60巻8号2710頁

⁽¹²⁶⁾ 民集60巻8号2706-2707頁

したがって、津野裁判官の見解に立つと、更に暫定是正を繰返しても較差が合憲の範囲内で推移するとすれば、暫定是正をとる余地があり、もちろん、抜本是正や制度改正の必要はないことになる。

3 反対意見（横尾、泉、滝井、才口、中川各裁判官）

今回の判決の反対意見は、名実共に裁判官ごとに個別で、統一性に欠けるものとなっている。

(1) 横尾裁判官の反対意見

平成16年判決で厳格型の補足意見2に属しながらやや特異な立場を見せた横尾裁判官は、自身の同判決における追加補足意見を踏まえながらも、本件では反対意見を展開している。

すなわち、全選挙区の定数配分を保障して都道府県選挙区制の維持を図りつつ厳格型の補足意見2に与した平成16年判決における自身の追加補足意見にそって、配当基数2以上の選挙区相互間で較差3倍以上となる時は違憲と考える。そして、本件では、この較差が最大3.01倍となることから、本件定数配分規定を違憲として、直ちに違憲判決を下すべきであるとしている。

平成16年判決で、横尾裁判官は、当該選挙区間の最大較差が3倍未満であったことから合憲判断をしており⁽¹²⁷⁾、同判決で問題となった平成13年通常選挙から本件選挙までの3年間に違憲状態が生じたことになる。しかし、同裁判官が基本的な考え方に賛同している従来の判例の判断枠組みによれば、違憲状態が相当期間継続して初めて違憲判断の余地が生じるはずであり⁽¹²⁸⁾、この「相当期間」も衆議院定数訴訟で

概ね5年程度が目安とされる「合理的期間」よりも長期と推測されているところから⁽¹²⁹⁾、本件で同裁判官の立場から想定される相当期間の起算点は、明らかに違憲状態の発生時点でないと考えられる。

前述のとおり、横尾裁判官は抜本是正を重視する手続的な見地に立っているのではないかと推測され、これにより同裁判官が当初の定数配分の時点又は同様の定数配分方法に基づく抜本是正の時点から相当期間を起算すると考えているとするならば⁽¹³⁰⁾、参議院がその発足以来抜本是正をしていない現状は、すでに相当期間が経過して久しいこととなる。

したがって、この見地に立てば、暫定是正は原則として困難となる。もっとも、横尾裁判官の平成16年判決における合憲判断に鑑みれば、暫定是正の結果、当該選挙区間の最大較差が3倍未満に収束する限り合憲と判断されることになる。ただし、既に抜本是正をしないまま相当期間が経過している以上、その後の人口異動により当該選挙区間の最大較差が3倍に達した時点で直ちに違憲判断を受けるおそれがあり、これを回避するためには抜本是正が必要になると思われる。また、現行制度を維持して人口のいかんを問わずに全都道府県への定数配分を保障する以上、制度改正の必要はないと考えられる。

(2) 泉裁判官の反対意見

泉裁判官は、平成16年判決でも反対意見に与しており、今回も個別の反対意見で違憲判断をしている。

偶数配分制については、憲法上の半数改選制に応じ、「各選挙区を通じてその選出議員の半

⁽¹²⁷⁾ 最大判平16年1月14日・民集58巻1号74頁

⁽¹²⁸⁾ 最大判平16年1月14日・民集58巻1号73頁

⁽¹²⁹⁾ I 4 参照。なお、木下 前掲注(1) p.30.

⁽¹³⁰⁾ あるいは、同裁判官が「相当期間」という要素を考えないで、立法裁量の適正行使義務を判断する立場によるとしても、国会が議員定数配分規定の見直しを含めた定期的な抜本是正の手続をしているときは、当該義務違反の問題は生じないのではないかとと思われる。II 2(2)(ii)参照

数が改選されることになるように配慮し、各選挙区において選挙すべき議員数を偶数とし」たものとして⁽¹³¹⁾、憲法上の要請であることを示唆している。また、制定当初の定数配分については、「当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、」定数を配分したとして⁽¹³²⁾、Iの2で指摘した平成8年判決以降の先例と同様の認定をしており、平成16年判決における同裁判官の追加反対意見（II 3(3)）に当初付加配分方式が採用されたことを示唆する記述があったのと異なっている。

泉裁判官の憲法判断の方法は、二段階に分かれる。

まず、較差が2倍以上となる場合には、複数投票を認めることになるから原則として違憲とみて、最大較差が4.92倍であるのみならず、過小代表の3選挙区（東京・神奈川・千葉）に対して較差2倍以上の選挙区がそれぞれ20以上も存在する本件定数配分規定を違憲とする。

次に、仮に国会の広範な立法裁量を認める判例の見解に立つにしても、選挙区定数4以上の選挙区間において定数配分が人口に比例しておらず、当該選挙区間の最大較差3.01倍について合理性を是認し得ないとする。その趣旨は、当

初の定数配分方法に従う限り、都道府県選挙区制と偶数配分制を採りつつ「各選挙区に最小2人の偶数の議員数を配分することはやむを得ないが、その制約の下でも、定数配分は人口に比例して行う必要」⁽¹³³⁾を認めたことによると思われる⁽¹³⁴⁾。これは、横尾裁判官とその発想は同じであると考えられる⁽¹³⁵⁾。

ところで、当初の立法趣旨に従った定数配分を行った場合でも、最大較差は4.87倍と依然高い数値にとどまるが、日本全体としてみれば較差の程度が相当に改善されるから、せめて、当初の立法趣旨に従った定数配分に改正すべきであるとして、抜本是正の必要性を認めている⁽¹³⁶⁾。そして、人口異動に応じた適正な定数是正を怠ってきたために選挙区定数4以上の選挙区間に生じた較差3.01倍の放置をもって立法裁量の合理的な行使という余地はないとする。

したがって、もはや暫定是正の余地がないことは明らかであろう。較差2倍未満を原則とする泉裁判官本来の立場からすれば、制度改正が必要といえよう。そこで、当初の定数配分方法に従った抜本是正については仮定に基づく傍論にすぎないとも考えられるが、制度改正に至るまでの間、現行制度を維持する限り抜本是正の

(131) 民集60巻8号2727頁

(132) 民集60巻8号2727頁

(133) 民集60巻8号2727頁

(134) 平成8年判決における園部裁判官の意見も同旨である。「各選挙区には、最低2人以上の定数偶数配分をして…（中略）…いる。そうすると、2人区と他の選挙区との間に存する定数の不均衡については、人口比例主義を適用することはできないので、その部分では、違憲の問題を生じない」民集50巻8号2295-2296頁。ただし、較差4倍を超えると違憲となる点で、泉裁判官と異なる。同2296頁

(135) ただし、泉裁判官のように配当基数ではなく選挙区定数を基準とする見解に従うと、例えば現在の選挙区定数が2であるが人口増加により増員すべき選挙区がある場合には、定数配分が人口に比例していないにもかかわらず、当該選挙区の選挙区定数が4以上でないために定数配分の合憲性が是認されてしまうことになる。したがって、各選挙区に2以上の選挙区定数を保障しながら、できるだけ各選挙区の人口に比例した定数配分をしようとする場合には、横尾裁判官のように配当基数を基準とすべきことになろう。

(136) 泉裁判官の指摘するとおり、抜本是正をすれば、最大較差はともかく多くの選挙区間で総じて較差を縮小することはできよう。投票価値の較差の解消を図る際に最大較差のみを基準とすることが適切か、いずれ改めて検討を要する時期が来るのではないかとも思われる。また、奇数切上げ偶数切捨て方式、サンラグ式等の比例配分の計算方式を採用すると、配分当初から3倍未満の範囲で較差が生じうるのは、前掲注(62)で指摘したとおりである。また、平成16年判決でも指摘されたとおり、抜本是正をするとむしろ較差が拡大する場合もある。民集58巻1号63-64頁。したがって、人口比例配分をしたからといって、必ずしも予定調和的に較差を2倍未満にすることができるとは限らず、ましてや限りなく1倍に近似させることは相当に困難である点にも留意する必要がある。

必要性を認める趣旨と見ることもできよう。

(3) 滝井裁判官の反対意見

参議院発足当初の選挙制度は衆議院とは異なる民意を反映させる方法として一定の合理性があったのに対し、その後の制度改正により両院の選挙制度が類似したために参議院の独自性が希薄化して、現行制度に当初期待された合理性の相当部分が失われているとする⁽¹³⁷⁾。さらに、衆議院小選挙区選出議員の定数配分方法に1人別枠方式が採用されたため、同議員にも都道府県代表的性格が加味されて、参議院における都道府県選挙区制の独自性が希釈されたと見る⁽¹³⁸⁾。

また、2倍を超える較差が生じるような選挙制度を選択することは正当性を持ち得ないとし⁽¹³⁹⁾、4増4減は弥縫策を講じたにとどまり、制度改正を含めた較差是正の検討が継続される状況もうかがえず、相当期間は考慮の対象にならないとして⁽¹⁴⁰⁾、違憲判断を下している。

したがって、もはや暫定是正を繰返す余地のないことは明らかであろう。抜本是正で較差を2倍以下に抑制することが困難だけでなく、現行制度が制定当初の合理性を相当程度失っている以上、抜本是正の正当性も疑わしい。結局、滝井裁判官の見解によれば、制度改正の検討が必要となろう。

(4) 才口裁判官の反対意見

憲法上の選挙権の平等は1人1票原則を要求し、具体的な選挙制度も較差が限りなく1倍となるように構築しなければならず、憲法上の二

院制や半数改選制により1票の価値に生ずる多少の較差はやむを得ないとしても、較差が2倍を超えると実質的な複数投票となって違憲となると見る。最大較差が5.13倍で、半数以上の選挙区で較差が2倍を超えていた本件選挙当時の実態から、本件定数配分規定を明らかに違憲と判断している⁽¹⁴¹⁾。

加えて、国会は、平成16年判決から本件選挙まで6か月の間に、定数配分の在り方に関して根本的解決を目指した真摯な努力を重ね、より具体的な改革案を示す必要があったとして、前回平成13年の第19回参議院議員通常選挙後も人口異動で生じた違憲状態が相当期間継続しているのに是正措置を講じていないことは、立法裁量の限界を超えるものとする⁽¹⁴²⁾。

したがって、定数配分に関する根本的解決を目指した改革案を必要とする以上、暫定是正では不足であろう。また、2倍を超える較差を違憲と見る以上、所期の成果を期待しがたい抜本是正の余地もないことになろう。また、較差が限りなく1倍となるように選挙制度を構築しなければならないとしている点からも、制度改正が必要となろう。

(5) 中川裁判官の反対意見

中川裁判官は、従来の判例の判断枠組み（I 1）に賛成しながら、都道府県選挙区制及び偶数配分制は憲法上の直接の根拠を有するものではないとしている⁽¹⁴³⁾。定数配分方法については、当初は各選挙区の人口に比例する形で選挙区定数を配分する制度を採用したとしつつも、その後の人口分布の大きな変化にもかかわらず

¹³⁷⁾ 民集60巻8号2721-2723頁

¹³⁸⁾ 民集60巻8号2722頁。なお、滝井裁判官は、参議院発足当初の地方区選挙の定数配分方式について、選挙区定数の最小限を2人とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分したものとする。同2721頁

¹³⁹⁾ 民集60巻8号2723頁

¹⁴⁰⁾ 民集60巻8号2725頁

¹⁴¹⁾ 民集60巻8号2729頁

¹⁴²⁾ 民集60巻8号2730頁

¹⁴³⁾ 民集60巻8号2731-2732頁

ず、人口比例による配分の改定が適宜行われなかったこともあって、5倍以上の較差が生じたものとする⁽¹⁴⁴⁾。

そして、投票価値の平等が憲法の要求である以上、5倍以上の較差が生ずるような選挙区設定や定数配分は立法裁量の行使としての合理性がなく、最大較差が5倍以上の状態は違憲と判断する⁽¹⁴⁵⁾。

また、現行制度を維持したままで最大剰余方式や14増14減案によって定数再配分を試みた場合にも最大較差が4倍以上となることから、不平等状態を大幅に改善しようとするれば現行制度自体の変更が必要となるとする⁽¹⁴⁶⁾。

したがって、中川裁判官が5倍未満の較差を合憲と考えているとすれば、なお暫定是正や抜本是正の余地もある。しかし、大幅な較差の改善が必要と見ているとすれば、制度改正が必要となろう。

おわりに

このところ、参議院の定数訴訟は通常選挙の

度に提起されており、平成19年7月29日に施行された第21回参議院議員通常選挙についても定数訴訟が提起されている⁽¹⁴⁷⁾。

参議院では、平成16年判決を受けて参議院議長主宰の各会派代表者懇談会の下に「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」が⁽¹⁴⁸⁾、平成16年第20回参議院議員通常選挙後には参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設置された。この専門委員会では、「平成16年大法廷判決の多数意見の中に従来とは異なる厳しい姿勢が示されているという認識の下に」⁽¹⁴⁹⁾各種の是正案が具体的に検討されており⁽¹⁵⁰⁾、その上で公選法の一部を改正する法律案が国会に提出され、いわゆる4増4減が成立している。さらに、第21回参議院議員通常選挙後も、参議院議長の諮問機関として新たに「参議院改革協議会」が平成19年11月30日に設置され⁽¹⁵¹⁾、引き続き制度改正を含む較差是正が抜本的に検討される予定であり⁽¹⁵²⁾、今後の参議院定数訴訟における判例の展開が注目される。

(かわしま たろう 政治議会課)

⁽¹⁴⁴⁾ 民集60巻8号2732頁

⁽¹⁴⁵⁾ 民集60巻8号2732-2733頁

⁽¹⁴⁶⁾ 民集60巻8号2733頁

⁽¹⁴⁷⁾ 例えば、東京都選挙管理委員会を被告とする平成19年（行ケ）第30号が第1審の東京高裁に係属中である。

⁽¹⁴⁸⁾ 参議院改革協議会については、小熊美幸「参議院改革の動向」『国政の論点』2007.9.27, 添付資料「参議院改革に関する主な提言の概要」（事務用資料）

⁽¹⁴⁹⁾ 最大判平成18年10月4日・民集60巻8号2704頁

⁽¹⁵⁰⁾ 参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）『参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書』（平成17年10月21日）

⁽¹⁵¹⁾ 「参院改革協議会の設置決定」『読売新聞』2007.12.1.

⁽¹⁵²⁾ 「参院改革協議会『一票の格差』議題に」『朝日新聞』2007.12.5.

別表 1 最高裁平成 16 年 1 月 14 日大法廷判決（参院定数訴訟）の概要

裁判官	意見	憲法判断	立法裁量	投票価値の平等	都道府県選挙区制	偶数配分制	定数配分方式	基準較差	相当期間	本件改正	その他
町田	補足意見 1	合憲	選挙制度に合理性がある以上、結果として投票価値の平等が損なわれなくても違憲でない。違憲状態が相当期間継続し、是正措置をしないことが立法裁量の眼界を超えると違憲となる。	地方自治の本旨にかなわない、合理性を欠くものといえない。	1 人区だと 6 年に一度の選挙となり投票機会が著しく不平等	1 人区だと 6 年に一度の選挙となり投票機会が著しく不平等	定数の最小限を 2 人とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	(約 6 未満?)	違憲状態が生じた時から起算	判例を尊重しつつ定数削減に当たり逆転現象の防止を図るもの	現行制度の下では、較差の是正を図ることが容易でない。
金谷											
北川	多数意見	合憲	選挙制度に合理性がある以上、結果として投票価値の平等が損なわれなくても違憲でないが、投票価値の平等とその他の要素との考慮方法を明らかにすべきである。	立法裁量の合理的行使	立法裁量の合理的行使	立法裁量の合理的行使	各選挙区に定数 2 を保障しつつ配当基数が 2 以上の選挙区の定数配分は人口比例配分（奇数切上げ偶数切捨て方式）	2 未満	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
上田											
島田	補足意見 2	合憲	選挙制度に合理性がある以上、結果として投票価値の平等が損なわれなくても違憲でないが、投票価値の平等とその他の要素との考慮方法を明らかにすべきである。	立法裁量の合理的行使	立法裁量の合理的行使	立法裁量の合理的行使	各選挙区に定数 2 を保障しつつ配当基数が 2 以上の選挙区の定数配分は人口比例配分（奇数切上げ偶数切捨て方式）	2 未満	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
横尾											
亀山	反対意見	合憲	立法裁量には、憲法の趣旨に沿って適切に行使すべき義務も付随している。単なる不作為についても広範な立法裁量を認めるべきではない。	憲法上最も直接的な要請	憲法上の要請	憲法上の要請	各選挙区にまず 2 名を配分し、残余の定員を各選挙区の人口に比例して偶数配分（付加配分方式）	1 が基本	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
藤田											
甲斐中	反対意見	合憲	選挙制度に合理性がある以上、結果として投票価値の平等が損なわれなくても違憲でないが、投票価値の平等とその他の要素との考慮方法を明らかにすべきである。	憲法上最も直接的な要請	憲法上の要請	憲法上の要請	各選挙区にまず 2 名を配分し、残余の定員を各選挙区の人口に比例して偶数配分（付加配分方式）	2 未満	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
福田											
梶谷	反対意見	違憲無効	民主主義における基本的な権利の取扱いに広範な立法裁量を認めるべきではない。	選挙制度に当たつて考慮すべき最も重要な基準	憲法上の根拠がない	改選期ごとに同一選挙区の定数を変え、0 としなくても違憲でない	各選挙区に 2 人ずつを配分した残り 52 人の定数配分は、人口に比例（付加配分方式）	1 が基本	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
泉											
濱田	反対意見	違憲無効	民主主義における基本的な権利の取扱いに広範な立法裁量を認めるべきではない。	選挙制度に当たつて考慮すべき最も重要な基準	憲法上の根拠がない	改選期ごとに同一選挙区の定数を変え、0 としなくても違憲でない	各選挙区に 2 人ずつを配分した残り 52 人の定数配分は、人口に比例（付加配分方式）	2 未満	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要
滝井											
深澤	反対意見	違憲無効	民主主義における基本的な権利の取扱いに広範な立法裁量を認めるべきではない。	選挙制度に当たつて考慮すべき最も重要な基準	憲法上の根拠がない	改選期ごとに同一選挙区の定数を変え、0 としなくても違憲でない	各選挙区に 2 人ずつを配分した残り 52 人の定数配分は、人口に比例（付加配分方式）	2 以下	直ちに違憲とすることは躊躇するものではない	投票価値の平等を不当に軽視したものではない	今後を思えば、制度改正も視野に入れた抜本的検討が必要

(出典) 筆者作成

別表2 最高裁平成18年10月4日大法廷判決（参院定数訴訟）の概要

裁判官	意見	憲法判断	立法裁量	投票価値の平等	都道府県選挙区制	偶数配分制	定数配分方法	基準較差	相当期間	4増4減	備考
町田	意見	合憲？ 違憲状態？	選挙制度に合理性がある以上、結果として投票価値の平等が損なわれなくても違憲でない。違憲状態が相当期間継続し、是正措置をしないことが限界を超えるると違憲となる。	他の正当な政策目標と調和的に実現すべき不平等の是正については、国会の断絶の努力が望まれる。	都道府県選挙区制の集約的反映、合理性の範囲内	憲法の半数改選制に応じたもの	最大剰余方式？ 選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	(約6未満？)	違憲状態が生じた時から起算し、平成16年判決の6ヶ月間は不十分	較差が縮小し、改選不作為を立法裁量の範囲内とする考慮要素	6月間の是正協議は立法裁量の範囲内とする考慮要素が乏しい。是正協議の継続が憲法の趣旨にそぐ。現行制度を試みて、較差は正数再配分を試みて、較差は正数が容易でない
上田											
島田	補足	合憲？	参議院選挙の投票価値は、選挙区と比例代表を一体として検討し、選挙区と全国を合計して算定する必要がある。	参議院選挙の投票価値は、選挙区と比例代表を一体として検討し、選挙区と全国を合計して算定する必要がある。	憲法の半数改選制を實現するための	憲法の半数改選制と密接な関係が奇数配分制は技術的に困難	(付加配分方式) (平成16年判決参照)	2未満なら許容範囲内で、2を超えると違憲の可能性が高まる。	平成16年判決は不十分	選挙区と比例代表を一体で、2票相まって1選挙人の政治的意思表明	定数は衆議院のほぼ半数にする従来の考え方
堀籠											
古田	補足	合憲？	適正な裁量を行う義務に反すると違憲となる。較差を可能な限り小さくする真摯な努力の有無が問題	憲法の保障する基本的人権	憲法の要請でない。	半数改選の趣旨に由来するが憲法の直接の要請でない。	最大剰余法？ 余の定数は人口比例配分方式？	5.13は限界	平成16年判決は不十分	立法府の真摯な努力と見ることが可能	平成16年判決後6月間の協議が国会の真摯な努力が否かは、選挙後の4増4減の経緯も含まない、推し量るしかない
津野											
那須	補足	違憲状態？	投票価値の平等の実現という枠内で行使すべきもの	憲法の直接の要請	憲法の要請でない。	半数改選の趣旨に由来するが憲法の直接の要請でない。	最大剰余法？ 余の定数は人口比例配分方式？	5.13は限界	平成16年判決は不十分	当面の是正措置	選挙区と比例代表を一体で、2票相まって1選挙人の政治的意思表明
藤田											
今井	補足	違憲状態？	投票価値の平等の実現という枠内で行使すべきもの	憲法の直接の要請	憲法の要請でない。	半数改選の趣旨に由来するが憲法の直接の要請でない。	最大剰余法？ 余の定数は人口比例配分方式？	5.13は限界	平成16年判決は不十分	当面の是正措置	選挙区と比例代表を一体で、2票相まって1選挙人の政治的意思表明
甲斐中											
榊尾	反対意見	違憲有効	現状放置は立法裁量の限度を超えて定数配分すべき	憲法の要求する原則		各選挙区に定数2を保障しつつ配当基数が2以上の選挙区は人口比例配分(奇数区)偶数区切捨て方式・平成16年判決参照	配当基数2以上の選挙区間で3未満			現行制度は合理的の相当部分が失われた。	
	反対意見	違憲有効	現行制度は立法裁量の限度を超えて定数配分すべき	憲法の要求する原則		選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	2以下			現行制度は合理的の相当部分が失われた。	
滝井	反対意見	違憲有効	広範な立法裁量を認めるべきではない。	民主主義体制を支える基本的権利		選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	2未満が原則 4人区以上で人口比例配分が必要			現行制度は合理的の相当部分が失われた。	
	反対意見	違憲有効	根本的解決の真摯な努力が必要	民主主義体制を支える基本的権利		選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	1が原則 2未満			現行制度は合理的の相当部分が失われた。	
才口	反対意見	違憲有効	根本的解決の真摯な努力が必要	民主主義体制を支える基本的権利		選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	1が原則 2未満			現行制度は合理的の相当部分が失われた。	
中川	反対意見	違憲有効	根本的解決の真摯な努力が必要	民主主義体制を支える基本的権利		選挙区定数の最小限を2とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で偶数配分	5以上は違憲			現行制度自体の変更が必要	

(出典) 筆者作成